

会計管理者庁達第1号

庁 中 一 般
各 事 業 所

堺市会計管理者事務決裁規程（平成19年会計管理者庁達第1号）の一部を次のように改正する。

令和8年3月27日

堺市会計管理者 坂 本 泰 宏

第4条の表を次のように改める。

決裁者\代決の順序	代決者	
	第1次	第2次
会計管理者	会計室長（会計室長の職を会計管理者の職にある者が兼ねる場合にあつては、所管の課長）	所管の課長（担当課長を除く。）（会計室長の職を会計管理者の職にある者が兼ねる場合にあつては、課長補佐）
		担当課長（会計室長の職を会計管理者の職にある者が兼ねる場合にあつては、所管の主幹）
会計室長	所管の課長（担当課長を除く。）	課長補佐
	担当課長	所管の主幹
課長（担当課長を除く。）	課長補佐	所管の係長（当該係長の職を課長補佐の職にある者が兼ねる場合にあつては、所管の係に属する主査）

担当課長	所管の主幹	所管の係長（当該係長の職を所管の主幹の職にある者が兼ねる場合にあつては、所管の係に属する主査）
係長	所管の係に属する主査	

第8条出納課長専決事項を定める部分中「出納課長専決事項」を「会計課長専決事項」に改め、同条審査課長専決事項を定める部分中「審査課長専決事項」を「審査担当課長専決事項」に改める。

第9条司計支払係長専決事項を定める部分中「司計支払係長専決事項」を「出納係長専決事項」に改める。

附 則

この庁達は、令和8年4月1日から施行する。